

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（第十三条関係）【平成三十年四月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	別表第一（第一条、第二条の四関係）	
	一～三 （略）	四 イ～ハ（略） ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設 ホ 介護保険法第八條第二十九項に規定する介護医療院 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの
現 行	別表第一（第一条、第二条の四関係）	
	一～三 （略）	四 イ～ハ（略） ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設 ホ イからニまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの